

地域ルールに係る条例、指針、手引の主な内容(案)

【資料3】

	駐車場条例	指 針	手 引
対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の区域のうち下記のいずれかに該当する地区とする ・ 公共交通機関が集中する業務地区で、駐車施設の供給が過剰であることが明らかな地区 ・ 高密度の商業地区で、街並みの形成上、建築物単位よりも街区単位で駐車施設を集約配置することが望ましい地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場整備地区や駐車場整備計画について、根拠法令や具体的な内容を解説 ・ 対象となる地区の考え方を事例を示して解説
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅等からおおむね半径500m以内の区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の区域のうち都市計画マスタープランや地区計画等において、人中心のまちづくりや大規模開発等による良好な市街地整備を誘導するなどの位置づけがある地区とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる地区の考え方を事例を示して解説
協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合は附置義務基準を適用しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ルールの策定主体(区又は市)は、学識経験者、地元の代表、交通管理者等からなる協議会を設置する ・ 地区の交通特性等の調査・分析及び地域ルール案を策定は協議会が実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存地域ルールの事例を踏まえ、協議会における検討手順や検討内容、協議会構成員の役割等を解説
駐車場利用実態調査・分析		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ルールの策定にあたり、駐車場供給量及び需要量の現状と将来予測等、検討に必要な調査・分析を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各調査における、目的、対象、項目、方法等を解説 ・ 将来の駐車需要台数の推計等、分析方法を解説
地域ルールに定める事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ルールには下記事項を定める ・ 適用地区の区域 ・ 地区の駐車対策の基本方針（「駐車場整備計画」や「（仮称）駐車・まちづくりのためのマネジメントガイドライン」に定められている場合を除く） ・ 対象駐車施設及び対象建築物 ・ 駐車施設の附置基準、隔地・集約の考え方、駐車施設の効率的な活用方法 ・ 建築主等が取り組む地域貢献策 ・ 運用体制、運用方法及び実効性を確保するための方策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記事項について、具体的に定める内容、定めるにあたっての考え方、具体的な取組事例等を解説 ・ 大店法の附置駐車台数の取扱いを解説
提案制度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 区市は地権者等の提案を受けて、地域ルールを策定できることとする ・ 提案できる者は、①提案エリア内の地権者等、②提案エリアのまちづくりに関与する団体（NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、その他営利を目的としない法人、都市再生機構）とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案制度における、提案者・区市・協議会の役割、提案作成から決定までの手順、具体的に提案すべき内容、区市における判断基準等を解説
他法令による地域ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素まちづくり計画に基づく駐車機能集約区域に関する駐車場附置義務の特例 ・ 都市再生駐車施設配置計画に基づく駐車場附置義務の特例 ・ 立地適正化計画に基づく駐車場配置適正化区域に関する駐車場附置義務の特例 ・ 都市再生整備計画に基づく滞在快適性等向上区域に関する駐車場附置義務の特例 	—	—

赤字：新たに追加する内容